

## 2 地域福祉にかかる法・制度の動向

### (1) 地域共生社会の実現

#### 国の動向について

#### ア 地域包括ケアシステムの構築

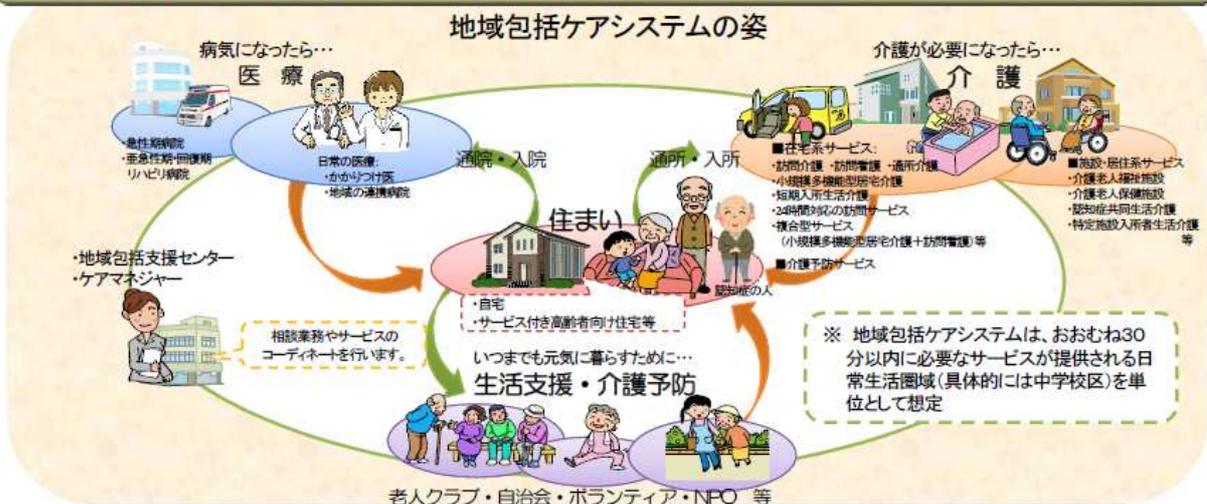
団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者となる2025(平成37)年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

また、2015(平成27)年4月の介護保険法の改正においては、単身世帯等が増加し、軽度の生活支援を必要とする高齢者が増える中、多様な主体が提供する様々な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりが必要であることが示されました。その実現に向けて、地域資源のネットワーク化や開発などを担う「生活支援コーディネーター」の配置や、生活支援の担い手として、元気な高齢者の社会参加を促すことなどが示されています。

#### 【参考】

### 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。  
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**必要があります。



出典：厚生労働省ホームページ「地域包括ケアシステム」

## イ 生活困窮者自立支援制度の開始

少子高齢化の進展や世帯構造の変化、家族や地域、職場におけるつながりの希薄化が進むなか、失業や発病といった突発的な困難が生じた際に家族等による支えが得られない人がいます。また、1990年代のバブル経済崩壊以降の長期的な景気低迷等の影響により、経済的に困窮する人も増加しました。こうした要因があいまって、深刻な生活困窮状態に陥ってしまうケースが見受けられるようになりました。

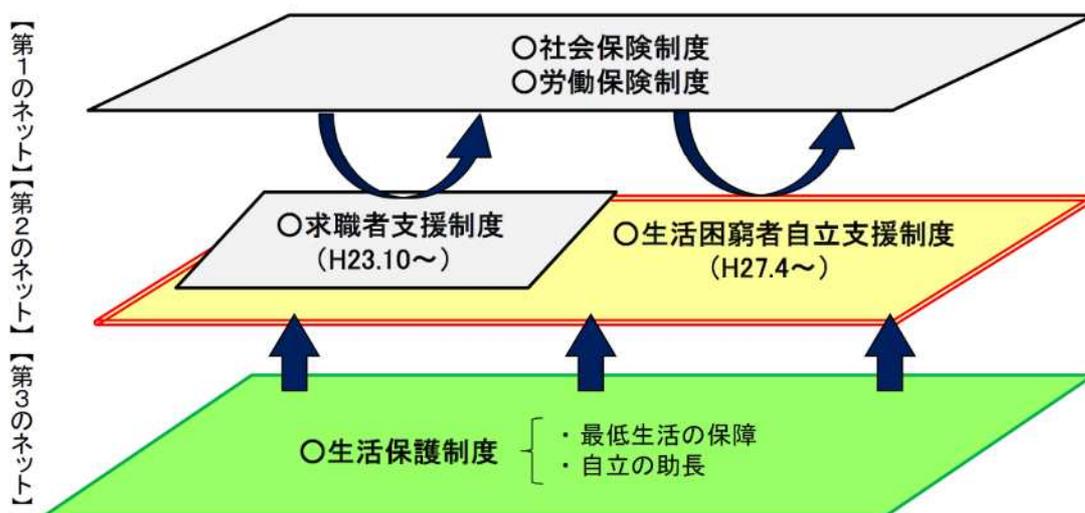
このような状況を踏まえ、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として、2013(平成25)年12月に生活困窮者自立支援法が成立しました。

同法に基づく生活困窮者自立支援制度では、経済的課題だけでなく、本人の状況に応じてできる限り幅広い支援を行うこと、さらに、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じて、住民が「相互に支え合う」地域づくりをめざしています。

### 【参考】

#### 生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。



出典：厚生労働省「2017(平成29)年7月  
新たな住宅セーフティネット制度説明会 資料」

【参考】

## 生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

**1. 制度の意義**

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

**2. 制度のめざす目標**

**(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保**

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

**(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり**

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

**3. 新しい生活困窮者支援のかたち**

**(1)包括的な支援**...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。

**(2)個別的な支援**...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。

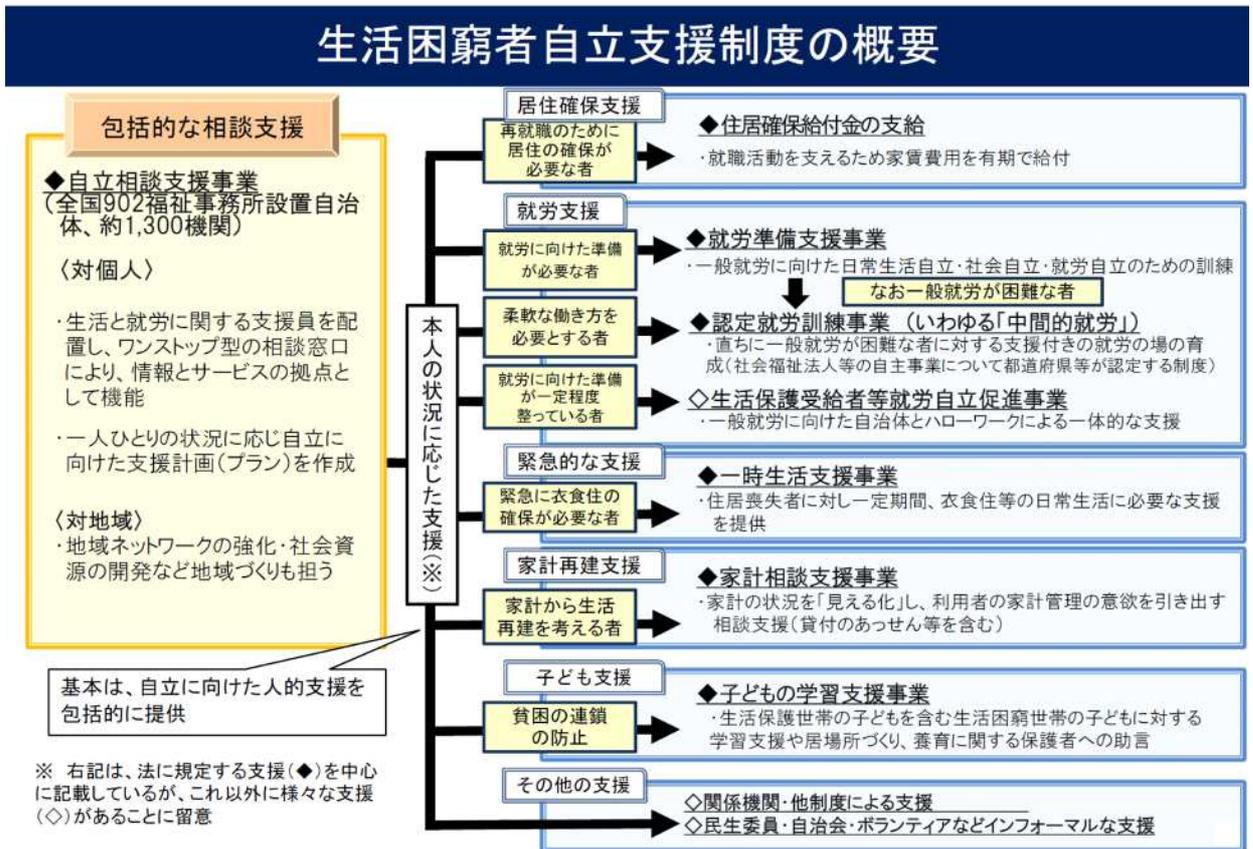
**(3)早期的な支援**...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。

**(4)継続的な支援**...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。

**(5)分権的・創造的な支援**...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

出典：厚生労働省「2015（平成27）年7月  
生活困窮者自立支援制度について」

【参考】



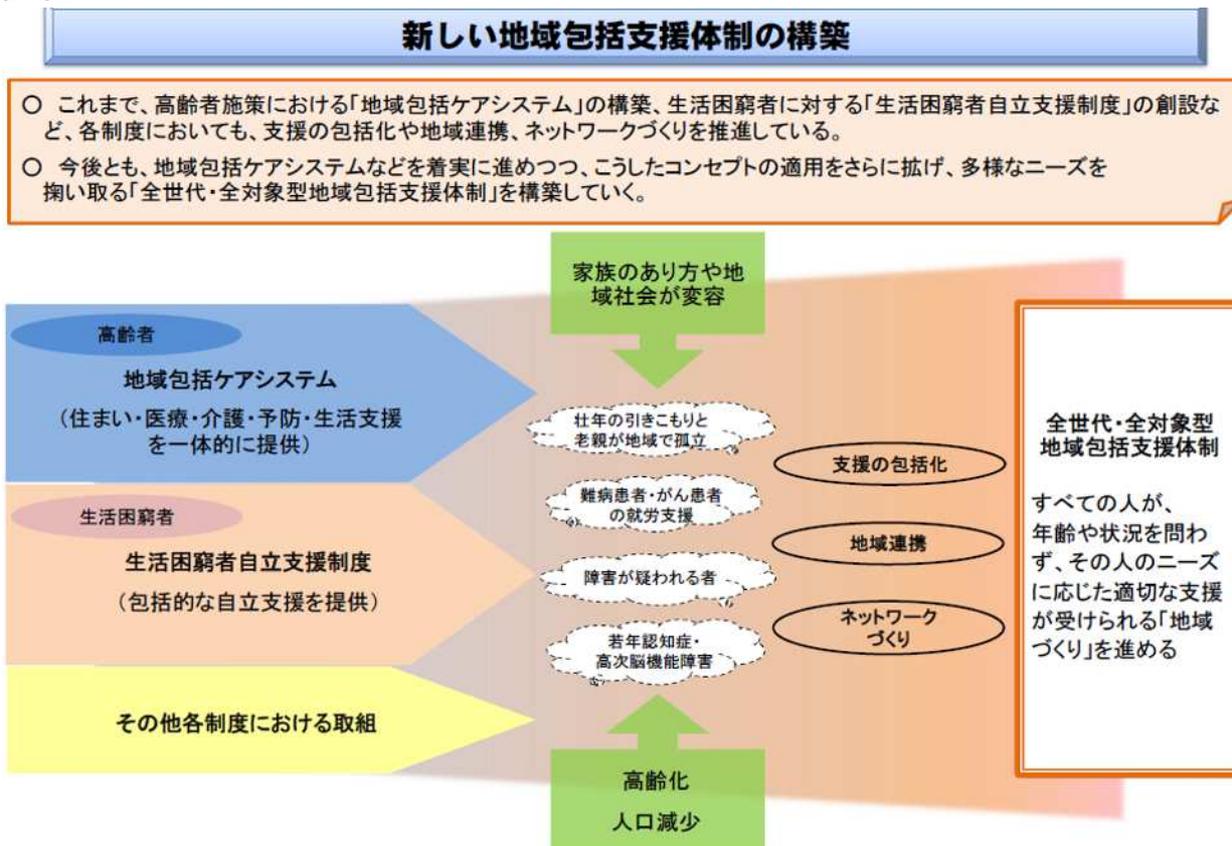
出典：厚生労働省「2017（平成29）年7月  
新たな住宅セーフティネット制度説明会 資料」

### ウ 新しい地域包括支援体制の構築

厚生労働省は、2015（平成 27）年9月に、多機関・多分野協働による包括的な相談支援システムの構築と、高齢・障がい・児童等の福祉サービスを総合的に提供できるしくみを推進する「新しい地域包括支援体制」の構築をめざす内容を盛り込んだ、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を公表しました。

このビジョンでは、高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供し、地域生活を包括的に支援することをめざす「地域包括ケアシステム」の構築や、本人に寄り添いながら生活全般に対する包括的な相談・支援を提供することをめざす「生活困窮者自立支援制度」の取り組みを進めるとともに、これらのコンセプトの適用をさらに拡げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していくことが示されました。

【参考】



出典：厚生労働省「2015(平成 27)年 9月 17日 新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム・幹事会 資料」

## エ 「地域共生社会」の実現に向けて

2016(平成28)年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「子供・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」ことが示されました。

これを受けて、厚生労働省は、2017(平成29)年2月に、「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」を公表し、「公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換」、「『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換」という改革の2つの方向性を示すとともに、2020年代初頭の全面展開に向けて、「地域課題の解決力の強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の4つを骨格とする改革を実行することとしています。

【参考】



出典：厚生労働省 報道発表

(「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を取りまとめました)

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）より抜粋・要約

< 「地域共生社会」の実現が求められる背景 >

歴史的に見ると、かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いにより、人々の暮らしが支えられてきた。

戦後、工業化に伴う人々の都市部への移動、個人主義化や核家族化など、社会の変化に対応するため、疾病や障がい・介護、出産・子育てなど、人生において支援が必要となる典型的な要因を想定し、公的な支援制度は、高齢者、障がい者、子どもなどの対象者ごとに『縦割り』で整備、充実が図られてきた。

< 「縦割り」の限界を克服する必要性 >

しかし、昨今、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対象者ごとに『縦割り』で整備された公的な支援制度では、対応が困難なケースが浮き彫りになっている。例えば介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）や、障がいのある子と要介護者の親の世帯への支援が課題となっている。また、精神疾患患者や、がん患者、難病患者など、地域生活を送る上で、福祉分野に加え、保健医療や就労などの分野にまたがって支援を必要とする方も増えてきている。

さらに、急速な人口減少が進み、地域によっては、対象者ごとの公的福祉サービスを提供する専門人材を確保することが難しくなっている。

地域における多様な支援ニーズに的確にこたえていくためには、個人や世帯が抱えるさまざまな課題に包括的に対応していくこと、また、地域の実情に応じて、高齢・障がいといった分野をまたがって総合的に支援を提供しやすくすることが必要。

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換が必要

< 「つながり」の再構築の必要性 >

人々の暮らしにおいて、「社会的孤立」の問題や、公的支援制度が対象としないような身近な生活課題、例えば電球の取り換えやゴミ出し、買い物や通院のための移動などへの支援の必要性の高まりといった課題が顕在化している。

また、軽度の認知症や精神障害の疑いがありながらも、制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」問題も存在している。

こうした課題の多くは、かつては、地域や家族などのつながりの中で対応されてきたが、昨今は、その「つながり」が弱まってきたことで表面化している。

地域は、高齢者、障がい者、子どもなど世代や背景の異なるすべての人々の生活の本拠であり、地域を基盤として人と人とのつながりを育むことで、誰もが尊重され包摂を受けながら、その人らしい生活を実現できる社会の構築につながる。

このようなつながりのある地域をつくる取り組みは、自分の暮らす地域をより良くしたいという地域住民の主体性にもとづいて、『他人事』ではなく『我が事』として行われてこそ、参加する人の暮らしの豊かさを高めることができ、持続していく。

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換が必要

## 国の動向を踏まえた大阪市の方針

国が示した、地域共生社会を実現するため4つの「改革の骨格」を踏まえて、大阪市の方針を本計画において定め、計画的に取り組みを進めていきます。

### <地域課題の解決力の強化>

#### 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備（要約）

- ・ 『他人事』を『我が事』に変えていくような働きかけを通じて、住民が、主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制を構築していく。
- ・ 住民に身近な圏域において、地域包括支援センターなど各福祉制度に基づく相談機関や、社会福祉協議会、社会福祉法人やNPO法人、住民を主体とする活動団体などが、相互に連携しながら、専門分野だけではなく、地域の住民が抱える課題について、分野を超え『丸ごと』の相談を受け止める場を設けていく。



#### 大阪市の方針

- ・ 市社協・区社協と連携し、地域福祉活動への住民参加を促進するとともに、住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくりを支援します。  
また、地域福祉活動への多様な主体の参画と協働を推進するとともに、豊富な社会資源の有効活用を図ります。  
詳細は、第3章-「基本目標1 みんなで支え合う地域づくり」を参照

#### 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築（要約）

- ・ 本人に寄り添いながら生活全般に対する包括的な支援を行うという生活困窮者自立支援制度の理念を普遍化し、住民に身近な圏域で明らかになった課題、特に、多様・複合的な課題について、福祉分野だけでなく、保健・医療、権利擁護、雇用・就労、産業、教育、住まいなどに関する多機関が連携し、市町村等の広域で解決を図る体制を確保する。住民に身近な圏域における『丸ごと』の相談体制と緊密に連携することにより、すべての住民を対象とする包括的相談支援体制を構築する。



#### 大阪市の方針

- ・ 自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支えるしくみづくりに取り組みます。また、既存の相談支援のしくみでは解決できない複合的な課題を抱えた人に対し、様々な施策分野の相談支援機関や地域の関係者が連携し支えるためのしくみづくりに取り組みます。これらの取り組みが連携することで、総合的な相談支援体制の整備を図ります。  
詳細は、第4章-「1 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備」を参照

### <地域丸ごとのつながりの強化>

#### 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備（要約）

- ・ 地域の活動への多様な主体の参画を促す観点から、福祉政策と雇用政策の両面から、地域の支え合い活動へ関わる人材の育成を促す。また、地域の民間資金の活用を推進する。



#### 大阪市の方針

- ・ 多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の推進を図るとともに、それぞれの主体が活動を持続的に行うことができるよう支援します。  
詳細は、第3章-「基本目標1-2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進」を参照

### <地域を基盤とする包括的支援の強化>

#### 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築（要約）

- ・ 地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がい者やこどもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現する。



#### 大阪市の方針

- ・ 今後、支援を必要とする全ての人に必要な支援が行き届く地域社会の実現に向けて、生活の場である地域を基盤として、「新しい地域包括支援体制の確立」をめざします。  
詳細は、第3章-「基本目標2 新しい地域包括支援体制の確立」を参照

< 専門人材の機能強化・最大活用 >

**対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討（要約）**

- ・ 「地域共生社会」を実現していく上では、住民とともに地域をつくり、また、人々の多様なニーズを把握し、地域生活の中で本人に寄り添って支援をしていく人材が一層重要となる。
- ・ このような観点や、多様なキャリアパスの構築等を通じて人材の有効活用を図る観点から、保健医療福祉の各資格を通じた基礎的な知識や素養を身につけた専門人材を養成していくことが必要である。



**大阪市の方針**

- ・ 大阪市では市町村の役割である研修やネットワーク構築等を通じて、福祉専門職や福祉・介護サービス事業者への支援を充実させ、福祉専門職の育成・確保を進めます。  
詳細は、第4章-「2 福祉人材の育成・確保」を参照

## (2) 成年後見制度の利用の促進

### 国の動向について

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、2016(平成28)年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

この法律において、国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされており、2017(平成29)年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

また、地方公共団体に対しても、成年後見制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務が定められており、国が定めた「成年後見制度利用促進基本計画」を勧告して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

#### 【参考】

### 成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定
- ・計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度～33年度)
- ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 <別紙1参照> ※市町村は国の計画を勧告して市町村計画を策定
- ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

#### (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

#### (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- ・「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性

- ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
- ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
- ・利用促進(マッチング)機能
- ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
- ・不正防止効果

#### (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

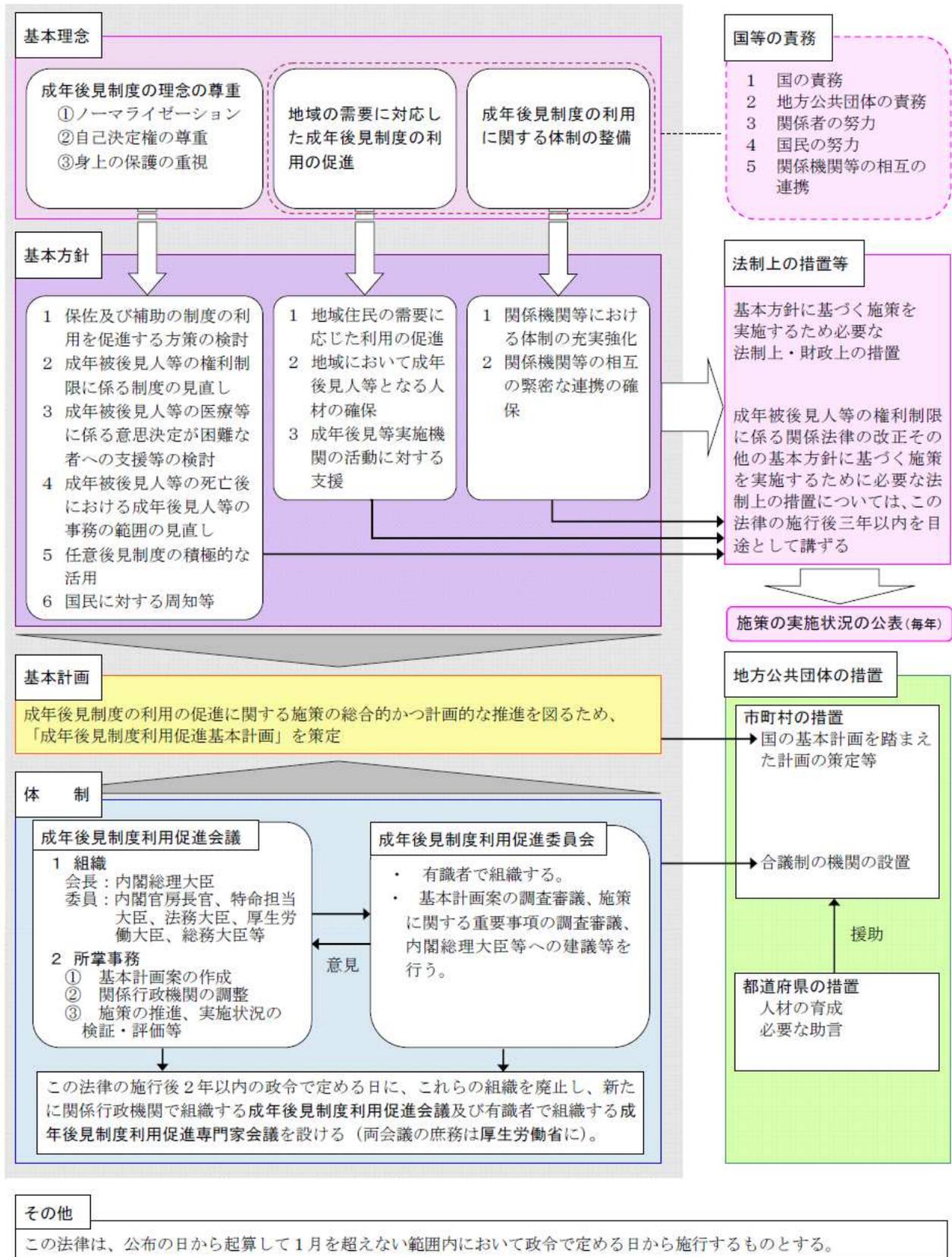
- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1: 福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注2: 福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

出典: 内閣府ホームページ(成年後見制度利用促進基本計画について)

### 成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図



出典：内閣府ホームページ（成年後見制度利用促進）

### 国の動向を踏まえた大阪市の方針

国が定めた「成年後見制度利用促進基本計画」において、市町村の役割とされている、「中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等」にかかる大阪市の方針を、本計画において定め、取り組みを進めていきます。

#### 大阪市の方針

- ・ 大阪市では、権利擁護支援の取り組みとして既に「大阪市成年後見支援センター」を設置していることから、同センターを中核機関として位置づけたうえで、その機能強化を図り、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」の設置・運営や、本人を中心とする「チーム」を支援する、「権利擁護の地域連携ネットワーク」を構築します。
- ・ また、今後の権利擁護支援を必要とする人の増加に対応するため、市民後見人の養成・支援を強化します

詳細は、第4章-「3-2 成年後見制度の利用促進」を参照

### 3 地域福祉推進指針にもとづく各区の取り組み状況

#### (1) 取り組み状況について

##### ア これまでの経過

大阪市では、2012(平成24)年7月に策定した「市政改革プラン - 新たな住民自治の実現に向けて -」に基づき、「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」及び「自律した自治体型の区政運営」の実現に向けて、ニア・イズ・ベターの考え方のもと、区長のリーダーシップにより区の特性を活かしたまちづくりに取り組んできました。

地域福祉においても、大阪市地域福祉推進指針の方向性を踏まえ、区地域福祉計画等を順次策定し、それぞれの区において地域の実情に応じて主体的に創意のある取り組みを推進してきました。

なお、局においては、各区の取り組みを一層推進するため、他都市や各区の先進的な取り組みの紹介や情報共有の場の設定を行い、また、区ごとの担当者を配置し、訪問や区の会議への参加、日常的な相談を行い、地域福祉に関する施策の推進について、継続的な支援を行っています。

##### イ 現在の取り組み状況

###### 【地域の特性に応じて区独自で実施している事業】

一人ひとりの住民が抱える福祉課題が多様化・複雑化する一方で、それぞれの地域の人口構成や環境、社会資源の状況により、特定の地域に共通する課題として対応すべきものやその地域ならではの対応を考えていくことが必要です。

大阪市では、地域の特性に応じて区独自で次のような事業にも取り組んでいます。

###### 単身高齢生活保護受給者の社会的つながりづくり事業「ひと花プロジェクト」(西成区)

西成区は、単身の高齢男性が多く、生活保護率が市内で最も高い状況にあることから、社会的つながりが希薄となりがちで、単身高齢生活保護受給者等に対して、社会的なつながりや日常的な居場所を提供するなど、社会参加への支援に取り組んでいます。(2013(平成25)年7月開始)

###### (主な活動)

- ・ 地域との交流・地域貢献

公園の草むしり、草刈り、道路清掃のほか、地域のお祭りやイベント、小学校や保育園、学童施設の運動会や行事のお手伝い、参加

- ・ 農作業

農園で作物を育て、地域の行事や、地域の児童施設へ提供

有償ボランティア派遣制度「まちの支えあい活動」(通称：あいまち)(鶴見区)  
鶴見区では、高齢者数の増加に伴い、単身高齢者あるいは高齢者夫婦のみの世帯も増加しています。しかしながら、高齢者や障がい者等が地域で暮らしていくうえで必要な日常生活の軽微なサポートなどは、介護サービスや障がい福祉サービス等では対象外とされており、インフォーマルな助け合いが望まれていました。そこで、地域住民主体の有償ボランティア派遣制度を構築し、運用しています。(2014(平成26)年6月開始)

(制度の概要)

本制度は、地域住民が会員登録をすることで、助け合い活動を行うことも、依頼をして支援を受けることもできる、相互援助活動となっています。

運営については、福祉専門職のワーカー(コミュニティソーシャルワーカー)(以下「CSW」という。)が制度の説明や、活動者・依頼者のマッチング、さらに情報発信や啓発などを行っています。

(主な活動)

部屋の掃除、庭の草むしり、電球の交換、外出の付添ほか

#### 【区民のニーズに応じて、全市的な取り組みを拡充して実施している事業】

市全体で最低限実施すべき機能や統一して実施したほうがよい取り組みについては、局において施策を進めています。そのうえで、各区において、区民のニーズに応じて機能や資源を追加することにより、取り組みの強化・充実が図られています。

地域見守り支援事業・地域見守り支援システム事業(住吉区)

大阪市では、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を、2015(平成27)年度から24区すべてで実施しており、各区にCSW等を配置した「見守り相談室」を設置し、行政と地域が保有する要援護者名簿に係る同意確認や名簿整理、孤立世帯等への専門的対応等を行っています。

この中で、住吉区では、単身向けマンションや集合住宅を中心にいわゆる孤立死が多くみられ、今後増加していくことが懸念されています。

そのような状況を踏まえて、住吉区では、CSWの配置人数を上乗せするとともに、小地域ごとに日常的な見守りや声かけ等を行う地域支援相談員を配置し、関係機関等も含めた切れ目のない支援体制により、地域におけるきめ細やかな見守りネットワークの実現をめざしています。(2015(平成27)年4月開始)

見守りにかかる連携協定による孤立死防止の取り組みの強化

(10区) 2016(平成28)年10月現在

近年、亡くなられたことに近隣の方々が気づかず、相当日数を経過してから発

見られるという、いわゆる「孤立死」が頻発しており、大阪市においても2013（平成25）年5月及び11月に連続して発生し、地域における見守りの重要性が改めて注目されました。

そこで、大阪市では、2014（平成26）年1月から3月にかけて、孤立死防止に向けた取り組みとして、ガスや新聞販売所などのライフライン事業者等が日常業務の中で異変を察知した場合等は、区役所等に定めた窓口へ連絡してもらうよう連携協定を締結しました。

これに加えて、区においては、孤立死防止の取り組みをより一層強化するために、通常業務等で高齢者宅などを訪問する機会が多い食材宅配事業者等と、独自の連携協定を締結し、見守りの機会を広げています。

## (2) 課題と今後の方向性

区における主体的な取り組みは、身近な地域の課題解決とより良い地域づくりを具体的に検討することができ、また、幅広い住民の参加が得やすいことから、着実に成果がでてきているところです。

さらに、いくつかの区においては、区圏域での地域福祉計画等に加えて、地域住民と地域に関わる様々な関係者、例えば、地域の企業の従業員やボランティア、区社協などが協働して、より身近な生活の場である小地域（おおむね小学校区）ごとの地域福祉活動計画を策定しており、住民意識の醸成や交流の活発化も進んでいます。

引き続き、区においては、地域の実情に応じた創意のある取り組み、特に、地域福祉推進の基本圏域と位置づけた小地域における取り組みを進めていくことが大切です。

しかしながら、一方では、区地域福祉計画等を策定するために実施された区民アンケート調査などによると、「地域福祉活動の担い手が少ない、高齢化している」といった回答が見受けられ、人材の発掘・育成が求められていることから、区での取り組みとあわせて、市圏域での福祉教育の充実や啓発活動など、中長期的な取り組みが必要です。

また、福祉事業者へのアンケート調査などからは、複合的な福祉課題を抱え、制度のはざままで必要な支援を受けられない人や世帯への対応が求められていることが明らかとなっており、地域における様々な見守り活動との協働や施策横断的な相談支援機関の連携に向け、市全体としての仕組みづくりが急がれます。

さらに、新たな法に基づく施策の方向性、例えば、各福祉分野との連携が必要な生活困窮者自立支援事業の進め方や、成年後見制度の利用促進に関する基本的な枠組みなどについては市全体で統一して定めていく必要があります。

加えて、福祉サービスの利用者が自らの意思でサービスを選択できるよう支援する権利擁護に関する施策については、どの区においても必ず実施する必要があるものであり、取り組みの充実は、市として負うべき責務といえます。

本計画は、これらの課題を認識したうえで、基礎自治体における福祉施策として、めざすべき目標やしくみについて検討を進めたものであり、今後、大阪市の態様に変化があった場合にも、その基本理念や目標、取り組みは引き継がれていくべきものと考えられます。

(参考) 区地域福祉計画等を策定するために実施された区民アンケート調査結果

(活動者) 地域活動を行う際に受ける相談の種類

高齢者のこと	49.3%
地域活動のこと	46.6%
健康のこと	24.7%

(事業者) 介護事業者等が受ける相談内容の傾向

対象者だけでなく、世帯全員への支援の必要なケースが増えている	61.0%
地域のつながりづくりが薄れ、孤立した世帯が増えている	49.2%
(ひとつの分野で) 分野をまたがる複合的な困難を抱えるケースが増えている	44.1%

(活動者) 活動上で困っていること

活動のメンバーが高齢化している	68.5%
一緒に活動するメンバーが少ない	43.8%
活動の時間的な負担が大きい	28.8%

(事業者) 活動上で困っていること

個人情報の取り扱いが難しい	40.7%
地域とのつながりが薄く、把握ができていない	39.0%
どこまで踏み込んでよいのかが分からない	37.3%

(活動者) 地域で互いに助け合う体制

助け合おうとする雰囲気はある	65.8%
助け合う仕組みができている	19.2%
しくみはないし、助け合う雰囲気もない	6.8%

(活動者) 事業活動を通じて感じている区や地域の課題

地域活動の担い手が少ない。高齢化している。	57.5%
地域活動への若い人の参加が少ない	50.7%
ひとり暮らしの高齢者が増えてきた	47.9%

(事業者) 事業活動を通じて感じている区や地域の課題

ひとり暮らしの高齢者が増えてきた	39.0%
地域活動の担い手が少ない。高齢化している。	33.9%
近所どうしのつながりが希薄になってきた	23.7%

(活動者) 重点をおくべきこと

住民がお互いに助け合えるまちづくり	52.1%
気軽に相談できる体制の充実	37.0%
子育てしやすいまちづくり	34.2%

(事業者) 重点をおくべきこと

気軽に相談できる体制の充実	33.9%
子育てしやすいまちづくり	30.5%
住民がお互いに助け合えるまちづくり	23.7%

大正区地域福祉ビジョンより作成

各項目の回答割合が多い上位3項目を記載(地域で互いに助け合う体制を除き、複数回答)

活動者: 区内で地域活動を行う区民、事業者: 区内の福祉事業所

